

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業

第16回検証会議(2日目)

2004.4.22(木)

【金平座長】 それでは、大変お待たせいたしました。本日のハンセン病問題検証会議を開催したいと思います。けさ早くからいろいろと検証をさせていただきました。国立療養所第1号の長島愛生園に私は初めて参りました。ハンセン病の療養の歴史というものがここから始まったということで、さすがに歴史の数々、そして今に保存されているもの一つ一つに、大変私は重みを感じながら拝見してまいりました。きょう、75万坪のこの敷地の中で、しかも限られた時間にこれだけの施設というか場所を検証の場所に選び、そして自治会の方々がそれぞれの場所でそれぞれの語りをしてくださったこと、さぞこのお心遣い大変だったと思います。まず最初に園とそれから自治会に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

そして、しかも、自治会長のお言葉にもあったんですけども、もっともっと検証の場所で行きたいところはあるけれども、時間の関係でということもございました。心残りもございますけれども、本日の現場検証を終えまして、これから会議に入りたいと思います。時間どおりに終えていただきましたので、この会も時間どおりに始めて、時間どおりにこの会議を終えたいと思います。11時10分から始めまして、きょうのこの会議の終わりは一応13時というふうに考えておりますので、どうぞご協力よろしく願います。

それでは、まず、本日の議題は、そこに用意されておりますように、まず最初に聞き取りについての意見交換となっております、そのほか、2つほど議題がございます。まず第1のほうから参ります。

きょうの、現地での検証というのは、今後私たちがいろんな分野の検証作業を進める上で、当然生かしていくわけでございますが、そしてそのために、またいろんな分析、評価、討議の時間を持つわけでございますが、きょうは、せっかくいろんな皆様方のお力でこうやって見せていただいて、聞かせていただきましたから、とりあえず各員がこのご感想と申しますか、そういうふうなものをお述べいただければというふうに考えております。もちろん、昨日聞き取りさせていただきました在園の方も、お見受けするところおいでになっているようでございますので、あるいは、昨日もう少し伺いたいというふうなこともあれば、きょうはチャンスかなと思っております。どうぞよろしく願います。

別に1人ずつというふうな、回すというのではなくて、いつもこの会は自由闊達にやっておりますから、そしてまた何回お手を挙げてくださっても構いませんので、どうぞ、まずこのことを言いたいというところ、ご感想などいかがでございましょうか。よろしく願います。

では、鮎京委員、願います。

【鮎京委員】　きのう聞き取りさせていただいて、そして、きょうも園の中をすべて見せていただきまして、ほんとうにありがとうございました。たくさんのことを学ばせていただいたと思います。きのうの聞き取りの中で、私が感じたのは、ほんとうにここの園の営みというのは、患者さんたち自身が働き、運動し、そして闘い取って得てきたものであるということですね。一つ一つが自分たちの力で作り上げてきたものだというのがほんとうによくわかりました。上から与えられたものではないと。そのときの苦勞がどれだけきつかったのか、大変だったのか、その中でよく生き延びてこられたという思いが、私はきのうの聞き取りの中で大変強くしております。

きょう、園の中のいろいろな建物や、それからその跡を見せていただきまして、ほんとうに国立ハンセン病療養所としての第1号、その歴史を物語るにふさわしいものがたくさん残されていることがよくわかりました。厚労省は、今、ハンセン病療養所に残されている建物や資料についても、どのような形で残していくのかについて検討も行っている状態であります。そちらのほうにも、きちんこの建物や資料を残していくというような試みをしていただくように、私たちからも意思表示していきたいという思いがあります。どうもありがとうございました。

【金平座長】　この園に、前から何回もおいでになっていらっしゃる方もあるかもしれませんが。では、内田先生、お願いします。

【内田委員】　昨日と本日、いろいろとお話を聞かせていただいたり、あるいはいろいろなところを拝見させていただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。

幾つか感想をお話しさせていただきたいと思えますけれども、1つは、長島が国立の第1号ということもありまして、国立の意味は何だということのを改めて感じました。公立ではなくて、どうして国立にしたのか。どうして、国は、国立の療養所をつくったのかという点でございます。これは検証会議の大きなテーマの一つですけれども、きのうの聞き取りでは、公立は有料だったけれども国立は無料だというようなお話もございましたけれども、必ずしも無料にするということだけのために国立にしたというふうには思えないところがあります。むしろ、例えば懲戒検束に見られるような、そういった側面といいましか、公立でできないような非常に厳しい拘束をするといった側面も国立の中にはあったのかな、その辺を改めて持ち帰りまして、検討させていただければという点が1点目でございます。

2点目は、長島事件にかかわりまして、自治ではなくて自助という概念が出てまいります。どうして自治ではなくて自助という概念があったのかということでございますが、釈迦に説法ですが、当時の日本は戦時態勢ということもありまして、福祉といった問題について国家が責任を果たせない、財政支出できないということで、盛んに共助とか自助というのが強調された。つまり、自分たちのことは自分でやりなさいと、今の言葉で言いますと、自己責任というような形で強調されたというようなこととの関係がどうかということ、自治ではなくて自助ということがどういう意味を持っていたのかということ、今日

の問題とかかわりますので、この点も改めて持ち帰って、さらに深める検証作業をさせていただきたいと思ったというのが2つ目でございます。

3点目は特高警察の問題でございまして、きのういただきました写真集の中に、特高が時々視察に来るといような写真がございました。聞き取りの中では、ご質問させていただきまして、特高は常時来ていないけれども、何かあると来るといようなお話で、そういう意味で、医療施設とか福祉施設に特高が来るといことの持っている意味、衛生警察ではなくて、特高警察といった警備・公安を担当するところが来るといところですが、きのうの聞き取りの中では、それに対して、特高といと名前が大変だけれども、具体的には自分たちの味方みたいな側面もあったといようなお話がありまして、特高といものがどうい形で自助会とか園に対して臨まれたのかとい、非常にソフトな側面をきのうお話を聞かせていただきましたけれども、ハードの側面とソフトの側面と両方持っていると思んですけれども、その辺が具体的な療養所との関係で、どうい形であったのかといことも、さらに持ち帰って検討させていただければといのが3点目です。

それから、4点目は、非常に印象に残りましたのは、きょうの見学ですけれども、お召し列車で長島へいらっしゃった方が最初にまず目にするのは懲戒検束の場所だと。そこは非常に印象に残りまして、つまり、懲戒検束とい施設を最初から構想した形で長島療養所ができていたといことの持っている意味は、小さくないだろうとい感じがいたしまして、それも改めて深めさせていただきたいと思います。

最後は、二面性という言葉でして、きのうの聞き取りの中で、光田さんに対してプラス評価とい部分もありますし、マイナス評価といような、そういうご議論もありました。このハンセン病強制隔離政策の中には、いろいろお話を聞かせていただきますと、二面性みたいなことが浮かび上がってまいります。どちらがどうかとい形には必ずしもいなくて、二面性といのはどうい形で成立するのか、この構造を解明するといことも、再発防止にかかわって非常に重要なことではないかと思いますし、現在の差別、偏見の問題にもかかわって、非常に重要なことではないかといことで、改めてこの点についてもさらにきのう、きょう学ばせていただいたことを持ち帰りまして、深めて検証会議として最終報告書の中に盛り込ませていただきたいと思つたと。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【金平座長】 相互にいろいろなお話が重なっても構わないのでございますが、私、大事なことを座長として言い忘れておりました。きょうの終わり、1時だといふうに申し上げました。それは間違いじゃないんですが、この会議できょう決めなくてはならないことが、協議事項がございまして、意見交換は、恐れ入りますけれども12時30分までおしまいにしたいと思つたので、それまでの間にご発言が間に合わなかつたら、本日はご発言なしといことになります。時間を先ほどはっきりとそこのところを申し上げそびれましたので、追加いたします。

それでは、宇佐美委員どうぞ。

【宇佐美委員】 きょう、短時間のうちで現地調査していただきまして、ありがとうございました。まだ、全部を回っていただけなかったのが特に残念に思います。目ぼしいところでは、1号官舎、すなわち園長官舎が現在現存しております。この予算が当時の金で、園の住宅条件の10分の1を園長1号官舎に使っているという、7部屋ある官舎がそのとっぴりにありますので、また機会があったら見ていただいたらいいと思いますのが1つと、それから、もう一つは、長島事件のときに800人がハンストした光が丘に自動車が行けなかった関係もありまして、行っていただけなかったことが1つ。それから、昔はプールがございました。プールというのは、地元の協定で患者が海の中に入ることを禁止するために、患者用のプールをつくっておった跡が、現在残っておりませんけれども、場所がございます。そういう面で、まだいろいろと患者がたの建築物もないんですけども、残っておらないところがたくさんありますけれども、残されたものも全部見てもらう時間がございませんし、説明も十分でなかったかと思しますので、その点をご容赦願いたいと思います。

それで、今、内田先生がおっしゃいましたように、堀部特高課長が来たときの話については、当時の記録によりまして、この長島事件の発端は、危険分子、左翼分子の煽動によってなされた報告が愛生園の所長から県に出されて、それで当時の地元の消防団、それから和気消防団、西大寺消防団と邑久消防団、全部が来ておりますけれども、警察は邑久牛窓警察、西大寺警察、それから備前警察と、和気警察ですね、その3警察から動員されておまして、園からの報告によって、左翼分子による指導という形で、特高課長が総責任者として陣頭指揮に当たって、調査に当たっております。その結果、特高課の人たちが全部の人を調べたところによると、彼は、長島愛生園の状態は、豚でもえさがなくなったら騒動を起こす、在病患者も食料難とか住宅、諸条件が悪くなったから騒動を起こした自然発生的な暴動であると、こういう評価をしておまして、腹が減ったためにやったんだから、左翼的な指導が組織的にはないと、こういうふうな形で彼が調整に入って、光田園長は全然調印をしなかったけれども、内務省の理事官とAと、そして調停に入った堀部特高課長によって、23日に調印が行われたというようなことがございましたので、彼がどうして入ったのか、どういう評価をして彼が調停に入ったということを考えていただきたいと思います。

自助会の結成した1936年12月1日付で、長島愛生園の自助会の名前において、堀部特高課長に、感謝の花束を県の特高課長のほうに贈らせていただいたという記録がございますので、あわせてお知らせしておきます。

また、あとの問題については、内田先生の問題については、私はそのように考えております。以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。また貴重な、いろいろなことを教えていただきました。

ほかにございますか。笈委員どうぞ。

【笈委員】　きのう、きょう、聞き取りや、あるいは園内見学をさせていただきまして、私、思いをもう一つ強くしたのは、前回の会議のときにも触れましたが、そして同時に瓜谷修治氏から書類というか、訴えというか、この間事務局から配付になりましたよね。瓜谷修治さんが医学の検証の中で、組織だけじゃなくて、個人の問題も取り上げるべきだと。例えばどの医者がどういう役割を果たしたと、そういうのが瓜谷さんからの要請文みたいな形で、この検証会議に届いています。各検証会議の委員は、それを受け取っていますが、私も愛生園に来て、光田健輔氏の検証は、この検証会議で行うということが決定しておりますが、それは各分野にわたってということになっています。しかし、愛生園というところは、先ほどの見学して歩く中で、小川正子さんの碑も建っており、そして、神谷美恵子さんの文庫があるという状況ですので、その人たちの影響を受けた、その人たちが社会的にどのような影響を与えたのか、そのことをやはり検証会議としても取り上げなきゃいけないのではないかと。光田健輔氏の関係でいえば、あとは林文雄さん、これは星塚敬愛園の初代の園長ですが、その人たちは、文学や何かについても結構広く知られています。林文雄さんも大変著書が多い人ですし、神谷美恵子さんもそう。小川正子さん、ご存じのような、『小島の春』で有名な人。その著書や、あるいは実際にその人たちに会って、その人たちから受けた影響というのは、社会的にも広くあると思うんですよ。それはそのままほっておいていいのか、検証会議のほうで。やはり、瓜谷さんの指摘のように、医学の問題としての組織的な問題だけではなくて、そこに置かれた医師は何をしたのか。それは一体どういう意味があったのかということもきちんと検証する必要があるのではないかとこのことを強く感じました。

これは、これからの検証会議の中の1つのテーマにぜひ取り上げていただきたいという思いがいたしております。以上、感想を述べさせていただきました。

【金平座長】　どうもありがとうございました。

【光石委員】　僕は、また例によってもものすごくショックを受けているんですけども、その中でも一番衝撃的だったのが、今さっきからいろいろとどういうふうにとまとめたいか考えていたんですけども、懲戒の構造みたいなことですね。それで、今までずっと見てきた中でも、何となくそういう構造、段階といいましょうか、構造というのがあるんだなということを感じたんですが、要するに、まず在日の方の朝鮮半島における断種のご報告といいますか、お話を伺ったときに、日本では結婚しようという夫婦について、そういう断種をやったという。ところが、植民地では、何か規則違反とかそういうことをした人を監房に入れたりして、出すときに断種したという。そうすると、日本で行われていることが、私はほんとうに非人間的な、人間の尊厳のちょうど正反対のように感じていたんですけども、そのまた向こうに、同じ人間がそういうことをやっていたんだということを考えて、やみの深さみたいなものですね。

それから、もう一つは、何か気に入らない、規則に違反した、反抗したというようなこ

とで監房に入れるんですけれども、それでも、それはまだいいほうで、といいますのは、ほんとうに気に入らない入所者は追放してしまうと。この監房に入れるという懲戒と、追放ということの構造を考えると、先ほど齎さんにも私いろいろと質問していたんですが、結局療養所でしか医療を与えないというシステムがあるということがわかっていて、療養所から追放するということは、おまえ死ねという以下のこと、死んでしまうならまだともかく、生きたまま治療のない状態に追放するということですから、この懲戒の構造というのは、私は、入所ということが今まで社会的に抹殺することだと思っていたんですけれども、しかし、入所させておいて、しかも追放するというこの社会的な抹殺以下のことをさらにしていた、これがほんとうに長島愛生園に来て私が一番衝撃を受けたことで、こういう懲戒の構造というのを全く園の職員たちがわかってやっていたんでしょうか、それとも、何か気ままにといいましょうか、今でいうマニュアルとかそういうものなんかはなしに、感情の赴くままにというのでしょうか、どういうふうにして、どういう人がこれは追放だと。追放というのは、いわば監房に入れるよりももっとひどいことをやっているわけですね。その意味が、前、齎さんがおっしゃっていた意味が、私にはよくわからなかったんだけど、だんだんわかってきて、これは非道のきわみみたいなことをやっていたんだなということを強く感じました。

以上です。

【金平座長】 我々、それぞれの立場、いろいろな立場がございますけれども、なるべく多くの方からご感想を伺いたいと思います。では、神委員、どうぞお願いします。

【神委員】 私とか齎委員は、皆さんと違って、直接強制収容された立場で、療養所の中で、非常に過酷な労働を強いられながら今を迎えた立場にある者として、当然見方、受け取り方が違っていいというふうに思います。私は、長島愛生園で2日間検証させてもらいましたけれども、終始一貫して、まず憤りを全身で感じながら検証させてもらった。一言で言えば、その一語に尽きる。これを私は今後の運動のエネルギー、バイタリティーにしなければ、全療協はほんとうの意味で、何でここまで半世紀以上にもわたって運動をやってきたか、改めてそのことが、このたびの検証を通して問われているなということを、全療協の事務局長として重く深く受けとめました。

先ほどから懲戒検束権のことに触れたご意見が出されておりましたが、他の療養所では、まだあいまいな点しか感じられなかった懲戒検束の実態なるものが、ここほど赤裸々に皮膚を通して、あるいは視線を通して感じ取れた施設はなかったのではないかと、そういうふうにも感じました。

改めて検証委員の一人として、真っ正面からこのことを見据えて、国民の前に明らかにする必要があります。それは、このような過酷な過ちを二度と繰り返さないという大前提に立ってみても、当然やるべきことのひとつだというふうに思います。

それから、初代所長の光田先生に対する評価も、この療養所の入所者の中で大きく言って二分されているなということを改めて実感させられました。光田健輔先生が国立第1号

の療養所の所長として何をやってきたか、どのように管理者としての足跡を残されてきたか、これを克明に追求するだけでも、日本におけるハンセン病政策の実態のかなりのところが解明できるのではないかと、そういうふうに思っております。

長島愛生園において、この場所において、光田先生の業績等に対して甲論乙駁するのは適切ではないと思いますので、検証会議の一員として、場所を改めて徹底的に議論し、分析をし、報告書に盛り込まなくてはならない。先ほど光石委員の中に、非常に深いやみのようなものを実感された様子が発言されましたけれども、国民の目から隠ぺいされたところで、日本のハンセン病政策がどのように推進されてきたか、そしてその犠牲者はどういう体験を強いられてきたのか。ここのところは、やはり徹底的に追求して明らかにされなければ、また日本の国というのはこういう過ちを間違いなく犯すだろう、こういうふうに思います。そう遠くない、最近の医療政策を見ただけでも、平然として日本の政府というのは、幾例かの過ちを犯してきています。時間がありませんから、説明をしませんけれども、そういう前例を知った観点から見るときに、間違いなくこのまま放置しておいたのでは、この日本におけるハンセン病政策の過ちを風化させてしまったのでは、再び国民が不幸な目に遭うことを行政としてやりかねない、そういう構造的な欠陥もなおかつ持っているし、その法律をつくった国会とても、立法不作為ということが裁判で問われましたけれども、法律さえつくれば、それがどのように推進されているかチェックする機関が全くない。私に言わせると、国会というところも半分は非常に無責任なところがあるなということを感じているんですが、そういうことを総合的に整理して、この長島で得たものが非常に衝撃的なものも含めてたくさんあったと思いますので、これを検証会議としてきっちり克明に検証して、報告書に盛り込むということは欠かすことができない、そのように思います。

今回の検証会議を開催するに当たりまして、園当局及び自治会の皆さん方には一方ならぬご苦勞をかけたということ、これまでの検証会議に参加をしてみて、しみじみと思いました。そのお疲れはいかばかりかというふうにお察ししながら、感謝を申し上げているんですが、そのご苦勞、ご努力に沿う意味においても、徹底的にこの検証の結果をまとめて明らかにしていく必要がある、そのように思いました。時間がありませんから、この辺でおきます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。ほかの委員もあるかもしれませんが、どうぞお考えがありましたら、おっしゃってくださいませ。今、6人の方からお話がありましたけれども、光石先生のお言葉をかりれば、懲戒の構造というのですか、こういうふうな問題というものを、やっぱりこの園に来て非常に考えたということです。内田先生でしたか、やはり、この園に来てすぐに監房がある、こういうふうなことのご指摘もありました。きょうは、実は、昨日聞き取りさせていただきました加賀田さんとか、池内さんは見えておりますか、きのうの方がいらっしゃって、何かこの委員の発言を聞いていらっしゃって、補足なり、そこは違うよとか、何かございましたら、きのうの延長というか、委員

との交流と申しますか、そういう意味でご発言いただいても結構でございますが、いかがでございましょうか。突然ですから、では、後でも結構でございますが。また、こちらからも質問がありましたら、加賀田さんがいらして、池内さん、金さんがいらっしゃる。Bさんも、横田さんもいらっしゃいますか。では、ほとんどお出になってくださっていますから、もし何かございましたら、どうぞ途中で手を挙げてくださいましたら、私のほうからお願いいたしますので。

では、鮎京先生どうぞ。

【鮎京委員】　きのう加賀田さんが言われたことで、みんな光田先生がどうだというふうなことをずっと言うけれども、その後、継いでいった先生たちはどうだったのかとか、ほかの医師は一体どういうふうな態度で光田路線を考えたのかということについての検証が必要ではないかと言われて、私もさすがだなと、確かにそうだなと思ったんです。

私がいつもわからないでいるのは、光田医師を支えた医師という人たちがいて、光田さんをととても尊敬している人たちがいます。そして、国民的人気のあるお医者さんたちですね。有名な女医さんがお二人おられて、神谷先生とか小川さんとかおられるわけです。この人たちの書いた著作を私も読みますと、とても美しいきれいな文章で大変深い心の動きを書いておられて、心を打つものがあるんです。『小島の春』を私も読みました。そして、一生懸命になって、患者さんにいいところが、この世の楽土があるというような形で、こんなところで苦しまないで、ほんとうにあなたたちにとって救済の場所があるので、さあ、私が連れていきますから、行きましようと言って連れていくんですね。その親と子の別れとか、妻と夫の別れを大変悲しく書かれているんですけども、あるいは神谷先生も、自分が療養所の中で診察をしながら、一人一人の患者さんの気持ちに対して大変深い同情心や何かを持たれているんですけども、大変美しいきれいな魂なのですが、しかし、患者がほんとうに置かれた現実、苦しい生活状況、それから自分たちの食料を削ってまでも働かなければいけなかった。そういうような苦しい状況について、この美しい魂を持ったと思われる女医さんなり、先生たちが、なぜ知らなかったのか。知っていてそんなことを書かれているのだとは思いたくないんですけども、わからない。そこら辺がほんとうにわからないです。その面を、患者さんのほんとうに苦しい現実を知りながら診療されていけば、違う著作ができたのではないかと思うんですけども、光田さんという方は、自分のやっていることの明るい面、日の当たる面の部分をそういう先生たちにはアピールなさせて、支配者、この園全体を統率していく管理者としての面を見せないというか、上手にそれを違う形で処理していかれるというような、非常に難しい、深い、強い能力を持っておられたのかなとも思いますが、私にとっては、まだまだその部分がわからないところです。

高島先生が療養所の歴史をまとめた100年でしたか、あそこに書いておられて、高島先生は光田先生の後に出てきた先生ですが、どういうふうなタッチで書いておられるかというと、過去の部分は仕方がない、これからは時代が違うというふうにして、ぴしゃっと分けてしまっているんですね。私は、きょう、写真をまた拝見しましたが、ほんとうにそ

うというようなことを考えられるような表情をされた写真でしたけれども、過去は過去、これからはこれからというふうにして、ぴしゃりと線引きをして、割り切っていけるものなのか。過去を引きずりながら、今生きている患者がいるわけで、その人たちがどうやって生きていくかということになると、過去をどうにか精算して、整理をしてでなければ、今後の新しい生活はあり得ないんですけれども、お医者さんの頭の中では、そういう合理的な切り口ができるのかということで、私はこの先生についてもよくわからないところがあります。

ほかのお医者さんたちを検証していきながら、光田さんの全体像というか人物像に迫っていくというアプローチもあるんじゃないかと私はきのうから感じました。

【宇佐美委員】 今、鮎京先生から光田先生と、その取り巻く加賀田さんのきのうの話ということですが、一番大きな問題は、日本のハンセン病学会、また日本の政策の中で孤立した、突出した人を中心にしたファミリー政策、ファミリーによって支配したということに一番大きな問題が1つあると思うんです。国際的な知見、学会の意見について全然耳をかさなかったということと、第2点が、今、牧野園長もおられますので、所長さんにはいろいろとありますけれども、一番問題になるのは、昭和2年にらい学会ができたときに、大学の皮膚科の先生たちを中心してハンセン病の治療した人たちも一緒になって、レンケンの人たちも一緒になって学会をつくったんですが、太田正雄から、東大から、岡山の田中文雄、九大の、長崎の青木大勇まで、あらゆる皮膚科の中で、光田先生のやり方に対して批判的な人は全部退会してしまう。ほとんどおらずに、光田さんと、名前を言いますと、林文雄は親戚関係になりました。また、塩沼もその兄弟。そして、現在生存されている大西さんまで、奄美大島の長井先生を含め、ずっと全部ファミリーです。血縁関係でずっと支配してしまいました。また、林芳信さんとか、宮崎松記さんとか、いろいろと直接に関係がなくても、師弟関係だとか、意見の一致した桜井先生だとか、いろいろな人たちは、全部ファミリーと弟子の関係で日本のハンセン病政策を戦後までずっと続けておられた。先ほどの高等学校の消毒の話でも、昭和52年までずっとやっておるんですね。消毒をクレゾールで。藤楓協会の理事長が昇永水だとかクレゾールでなくて、普通の石けんで洗って、水道の水で洗えばそんなに感染の対象にならないと言って、何ぼ患者の前で言って、また看護師さんたちに講習しても、なかなかスカートもはかずに、マスクもし、そして消毒は1日何十回となくクレゾールと昇永水で手足を拭いておる、こういうような状態を国際的な学会の知見も、全然日本のハンセン病の中では機能しなかった。その頂点に光田さんがあったんですけれども、その政策が、WHOが何ぼ言おうが、昭和の初めから日本の政策は言うておりますし、第3回のストラスブルク会議以来、日本のハンセン病の特にT型に対する取り扱いについては、全然大きな知見とは違った方向でされた原因はいろいろあります。私もありますけれども、こういうファミリー政策、ファミリーによって支配された。

それから、高島さんが来的时候は、彼は慶應大学の公衆衛生学部の専攻ですけれども、

あの人が来たときは、長島に橋をつくって、愛生園と光明園とを合併しようと、そういう内示を受けて来ておるわけですけれども、副所長に自分の三男の横田篤三さんがおり、そして宮田唯夫、それから桜井方策、それから塩沼英之助というような、昔の園長先生がずっと並んであって、高島さんは全然自分の言うことができなくなって、昭和46年になって、3代目の園長が副園長となって来たとき以来、少しずつ変わりましたけれどもね。十何年間、自分の意見が通らなかったというのが現状ではなかったかと思います。

もう一つ、監房の問題に先ほど光石先生がショックを受けられたと言いましたけれども、あそこは一番風の寒い、湿気の多い、そして収容した患者がすぐに見られるところにつくったというのは見せしめですよ。夏は蚊が多くて、冬は寒い。そして、生活がしにくいところにわざわざつくっておるんですね。一番湿気った、西風のきつい、そして患者がよく見えているところ。監房は隠れたところにつくるのではなくて、光明園が一番北側にありますけれども、長島愛生園は新入園者が来たら、園長先生や職員に失礼なことを言ったり、反抗したらここへ入れられるぞと、こういう見せしめのために初めからつくると書いていますよ、光田園長が。そういうことだけちょっとつけ加えます。

【金平座長】 井上委員どうぞ。

【井上委員】 皆さん言われていることなんですが、私が一番ここへ伺って感じましたのは、最初に伺ったときは、らい予防法廃止闘争に皆さんが踏み込むかどうかということで、いろいろ議論されていて、園内でも半分以上の方がむしろ廃止に反対というような時期に、90年ごろですね、伺いました。そのときにいろいろ話を伺って、厚労省として、皆さんに説明したのは、やはり、らい予防法廃止はイコール生活そのものが奪われることだと。だから、今のままで生活したければ、予防廃止なんていうのはとんでもないという。立法的にはそれが難しいというような説明をされて、皆さんが議論されていたころですね。

それで、私は園内全部をそのときには拝見できませんでしたが、今回、くまなく拝見させていただいて、一番感じましたのは、きょう既に出ています、どこに行っても、光田氏があらわれるということですね。その意味では、やはり、この光田氏、あるいはお弟子さんたちや、いろいろな方たちのそれ自体の検証をやはり厳しくしなければならぬだろうという気がします。

それから、もう1点は、光田氏がここにつくろうとした、これが1つ、やはり国立療養所のモデルといいましょうか、それをつくっていこうと。このことが、いろいろな点でやはりあらわれていると思うんですね。私たちが今まであちこち療養所を拝見してきて、そしてここで長島のこの、いわばモデル的な問題を総ざらえをしながらということで、これはこれからの次の検証の出発点になると思いました。そういう意味では、非常にいろいろ勉強させていただいた。

もう1点は、お話しいただいた方たちが、いわば多角的に、いろんな角度からお話しただいて、今までなかった在日の金さんのお話を伺って、先ほど光谷さんがやみの中のおっしゃったけれども、私は差別の中の差別といいましょうか、重層的な差別構造がこの

療養所外の差別をもっと圧縮した形で療養所内にあらわれていると痛感しました。制度的に言えば、無年金の問題をお話しいただいたし、それだけではなくて、やはりいろんな形での差別の構造がある。それは、同じ療養所内のこの僚友たちの間での差別であると同時に、それが実は国家政策に起因するという、このことを改めて明らかにして、そのつながりはしっかりととえられないと、単に僚友の間の差別というふうにすりかえられかねない。同じ療養しながら、韓国の、朝鮮の人たちを差別したり、いじめたり、迫害した。それはその人たちが悪いからだというふうにすりかえられかねないと思うんですね。これはこのハンセン病問題の基本的構造だということを改めて感じまして、その1つの象徴的な事例だろうと思います。ですから、改めてこれは深く検証する必要があるだろうと思います。

それから、もう一つは、教育が人間にとってどれほど大事かということを感じました。やはり、高校教育を受ける、そのこと自体が保障されること、これがその後の社会復帰、あるいは人生回復といいたいでしょうか、その可能性を広げていくということだったと思います。それで、その教育については、先生の側からと、受けた生徒の側から、両面からお話しいただいて、これは教育というものを両面から見るということで、非常に勉強になりました。

教育を奪われるということが、やはり人間の成長はもちろん、生きていく上で非常に大きな、つまりこれは、人権の範疇で言えば、教育権なんですね。教育権を奪われる。これが非常に大きい。逆に言うと、教育権を保障するということが、その療養所内外での生活の支えになっていく、非常に大きな重要な点であるということだろうと思います。

Bさんから話しいただいて、非常に私、感銘を受けました。それは、1つは、今までいろいろ高校卒業されて、就職もされて、社会人として誇りを持って生きてきたとおっしゃった。しかし、そのことをお子さんやお孫さんに語るができないという、この状況ですね。これがどれほど苦しいことかということは、私なりに理解はできますが、それがほんとうには私もなかなか理解できないほど苦しいことであるのでしょう。他方で、そうおっしゃいながら、その偏見と差別を何とかしていかなければならないと思われて、今回話しいただいた。私はその勇気にほんとうに感銘を受けました。

やはり、この壁は、あえて申し上げますと、この検証会議はそれをまともに受けて検証する、そのことによって、そういう方たちがみずから発言をされ、みずからお子さんやお孫さんにみずからの生を語る、そういうことができるようにしていくという、これが私どもの検証の重要な仕事だろうと思います。

そのほか、もう一つだけ、これはやや、何といいたいでしょうか、理論的なというか、そうではないのですが、あの資料館を拝見して、2階に絵が幾つかかかっていました。加川一郎さんの絵ですね。それで、非常に私はすばらしい絵だと思いました。しかし、1つ、「望郷」という絵が階段の途中にかかっています、これは後で宇佐美さんにも教えていただきたいのですが、場所的にですね。朝焼けなのか、夕焼けなのか。そういう絵なんです。

ですけど、これが朝焼けなのか夕焼けなのか。もし朝焼けであれば朝日が上る、そこに何らかの希望を見出すのか。夕焼けならば、望郷の思いは何なのか。これをぜひ伺いたいと思ったんですが、ご本人は亡くなられている。それから、その絵がほかに幾つかありました。これもすばらしい絵だと思っんですが、どれも色調としては重苦しい、暗い絵です。これは、やはり、加川さんが体験されてきた、よく言われる心象風景というものが絵にあらわれているかなど。そのことが、ハンセン病政策の被害というものをあらわしているように思いました。やや、印象的なお話になりましたが、そのことを感じました。

【内田委員】 先ほどの発言では控えたんですけれども、今、井上委員長長のほうからご指摘があった差別・偏見の問題、特に社会復帰されることとの関係の問題なんですけれども、きのうの中で、社会復帰するというのは過去を捨てることだと、そういうご指摘がありました。しかし、それはやはり問題であって、きちんと過去と向き合って社会復帰という、そういう非常にすばらしいご発言があったんですけれども、私を感じるころは、差別・偏見を自助努力でなくすというような方向に追い込まれないということが一番大事だろろうと思いますね。国は、自分たちがつくった差別・偏見というものの責任を棚上げにして、差別・偏見がありますと、だから差別される人は自助努力で差別・偏見を克服していただきます、頑張ってくださいと、こういう構図を意識的にしろ、無意識にしろ、国はつくっていくんだろろうと思いますね。その構図の中にはまり込んで、自助努力で頑張らしよう、ガンバリズムの中に問題を持ち込んでいくというのは、非常に問題が大きいと思いますね。頑張れない人と頑張る人、こういう単純な問題の中にどんどん矮小化されていくんだろろうと思います。重要なことは、国がつくった差別・偏見をなくすのは国の責任だと。ただし、国が差別・偏見をなくす中で、差別される人たちの立場に立つということだろろうと。立場に立つということと、自助努力、自己責任を押しつけるということは、全く違うんだろろうと思います。そこをきちんと全体構造の中に位置づけた上で、差別される方たちのお気持ちをどういうふうに考え、酌み取るのかということではなければ、下手に自助努力というような形の中に我々がはまり込んでしまうのは非常に危険だろろうという感じがいたしました。

そういったことで、やはり、検証会議の今後の作業報告の中に、そういった全体構図というものをきちんと織り込んだ形で問題を受けとめることができたらというふうに思っています。それが1点です。

もう1点は、さっき宇佐美さんがおっしゃった特高が出てきたときに、それは自然発生的な食料の問題であったと。左翼的な問題の側面がなかった、だから、特高は仲介という形でやったんだと。だから、感謝状と、こういうお話であった。それは、長島事件という問題の持っている意味が少しわかったなという気がしたんですが、逆に言えば、もし左翼的な側面を持っていたとすれば、決して特高は仲介者の役割ではなく、徹底的に弾圧者の役割に転じていくんだろろうと思うんですね。まさに、例えば草津の重監房といったようなところへ行くんだろろう。それは、例えば自助会という枠にとどまる限りにおいては、特高

は仲介者の役割を演じるかもしれないけれども、自治会といった形で権利運動までもし長島事件が踏み込んでいたとすれば、特高は決して仲介者といったソフトな側面ではなくて、もっと厳しいハードな側面を見せていたんだらう。そこをやっぱり、我々が考えていくときの1つの大きなポイントかなという印象を持った。私は2点だけお話しさせていただきます。

【金平座長】 ありがとうございます。では、訓覇委員。それから、牧野委員がさっきからお手が挙がっているんですが。それから、実を言うと、先ほどお願いしていた加賀田さんがさっきから手を何回か挙げてくださっているので、ぜひ。

では、委員のほうからしますけれども、加賀田さん、待ってくださいね。

【訓覇委員】 済みません、割り込みまして。今、井上先生、内田先生が言われたことで、私も全体を通して感じたこととして、特にBさんが、自分のこれまでのことを、最後に忘れようと、忘れようと思ってきたことなので、十分にお伝えすることができなかつたかもしれないと言われた、その言葉と、そして、ここでお話になったということが、単なる心証の問題ではなくて、そこにこそ私たちがほんとうにやっていかなければならない検証と再発防止というところの方向が示されているのではないかということを感じていて、それが今、内田先生がおっしゃってくださったことなのだなと、お聞きして、私の中で整理できた気がしました。

どうしても、私たちは、あと井上先生のほうが、光田さんがつくろうとしたものというのは一体何だったのかというようなことも言われたと思ったんですけども、つまり光田氏個人が何をしたのかというよりも、光田氏がこの国立第1号の長島で実現しようとしたそういう世界とは一体何なのか。つまり、それはやはり、厳しい隔離を、一方で壮絶な隔離をしながら、それを受容させていく働き、その隔離を、自分の上に起こったことを受容していく、受け入れていくような、そしてその中で生きることが喜びであるというような、そういうふうに見える世界をここでつくっていかうとしたのではないのかなと。だから、逆にそういうところに立たなければ、この隔離の中で生活していくことは難しい。つまり、そういうふうにごこのことが自分の使命なのだというふうに受け入れる、そうでなければ、生活をしていけないという精神状態の中で、逆に、光田さんに対するいろんなありがたいという思いが出てきている。そういうものこそ、光田さんがここでつくろうとしたものではないのかなと。

そういうところとも兼ね合わせて、これからということをもったときに、真の解決というのは、もちろんこの自助努力でしていくものでないということだと考えると、いかになかったことにできるかということではないと思うんですね。自分がなかったことにする、隔離というのがなかったことにするということが解決では決してないということだと思います。だから、徹底して、何があったのか、それがどういうような意味なのかということがさらけ出されることにおいて、解決ということ、解放というか、救済というか、そういうようなことがはっきりしていく。そういうような道筋。常に何か私たちは、もういいだ

ろうと、これでもうなかったことにできるだろうと、水に流せるだろうと。水に流して忘れられ、忘れられるようになるということが、決して解決ではないという方向を、やっぱり私たちは過去を検証して、現在を検証するというところから見つけて、再発防止の提言をしていかなければならないということを、Bさんの心証というところから感じました。

【金平座長】 ありがとうございます。きのうのBさんのお話、ほんとうにいろんな意味で、みんなの心の中で、これからの私たちの検証の方向、それから再発防止のほんとうの神髄というか、そういうふうなところに触れるような証言があったと。大変ありがたかったと思います。

牧野先生、さっきからお手を挙げておられましたが。

【牧野委員】 どうも、私も、長島愛生園、同じ長島にいて、知っているつもりだったんですが、今度の検証でほんとうに知らないことをたくさん教えていただきました。愛生園の職員の方々、今度の検証をやってくださった方、自治会の方々、ほんとうに心から感謝申し上げたいと思います。

自分のことを言いますと、私は今、邑久光明園の園長をやっているわけですが、園長をやって10年になるんですね。加賀田さんとか金さんとは、それ以前からのつき合いで、何回かお宅にお邪魔して、愛生園のいろんな話を知っていたはずなんですが、今回、新たにいろんなことを知って、驚いております。

まず第一に、この検証で少し知りたかったのは、加賀田さんのときに質問させていただきましたが、医療というのがあまり見えないんですね。どんな医療が長島で行われていたか。できたら、この検証でもうちょっと知りたかったなというのが1つの反省点であります。

もう一つ感じたこと、それ以外に感じたことは、井上先生とか内田先生、訓覇さん、おっしゃられたので、あまり言うことはないんですが、写真集なんかを見ましても、子供の写真がたくさんあるんですね。光明園、いろんな資料が紛失したこともあって、写真を見るんですが、子供の姿はほとんど見ません。それを見て、愛生園はやはりすごいなと思いましたし、そして、何となく私の年齢プラスマイナス10年くらいの方々じゃないかなと思います、こういう方々は。そういう方々が、社会復帰される方もいらっしゃるし、今現在ここにいらっしゃる方もおられます。そういう方々がだんだん成長して、新良田ということになったのではないかと思います。やはり、新良田の存在、非常に大きかったと私も感じました。

今思いますと、井上先生も非常に上手に言ってくださったので、同じなんですけれども、やはり、私たちの検証が、Bさんとか、社会にいるこういう世代の方々のために、私たちの検証を発表して、それがあの方々にほんとうによかったなと思われるような検証にしたいなと、そういうことをつくづく感じました。何としましても、そういう人たちが私たちの検証の結果をすごく期待していると思います。期待といいますが、注目していると思いますので、その人たちが喜んでくれるような検証である、こういうことをしっかり肝に銘じな

ければいけないんじゃないかな、そんな感じを強くいたしました。どうもありがとうございます。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、お約束していましたので、加賀田さん、お願いいたします。

【加賀田】 申しわけありません。

先ほど、2人の女医さんについてお話がありましたので、私は2人とも深くはかかわっておりませんでした。この2人について、私の知る範囲、感じた範囲についてお話をし、もう一つは、医師の状態がどういう状態であったか、医療についていろいろ議論をされておりますので、参考になればと思ひまして、一言申し上げさせていただきます。

この2人の女医さんにつきましては、やはり相違があると、同一ではないということですね。まず、小川先生については、戦前で、戦中にかけてのことですが、これは光田先生を非常に信奉しておられまして、その代弁者と言うとおかしいのですが、非常に流暢な文章でもって大反響の、2年間もベストセラーを続けるというようなもの、あるいは、映画において大変な好評を受けたというふうなことで、当時のハンセン病のPRと申しますか、そういったことにも大きく寄与された面もありますが、今言ったそういう勧誘をされて、治りますよということと言われて来たのに、ここでは治らなかったということで、自殺されたというようなことも聞きました。そういう面では、小川先生は、また、中では、短歌などを教えて、療養所の中での生活というものを豊かにするということを一生懸命やっておられました。

もう一人の神谷先生は、これは戦後、治癒するようになって、プロミンでもってよくなるようになってから来られた。園長も高島先生にかわられたときからでございます。たまたま私は、ちょうど昭和40年ですが、自治会の会長をしております、先生とめったに、精神科の先生ですし、お会いすることはないんですが、会長であったという特権みたいなもので、先生が園内に375人ほどのアンケートをとられました。その結果について、先生にお尋ねしたことがあります。「先生、アンケートの状態はどうだったですか」とお尋ねしましたら、先生からは、いや、ちょっとこれは皆さんに公表できませんが、自治会の会長さんですから、せっかく皆さんにしてもらったものを公表せんというわけにはいきませんからということで、私聞いたことがございます。その回答は、まず70%の人が社会性異常であるとおっしゃいました。私もその場で、先生、精神病ですかと聞いたんです。いや、そうではないんです。社会性の異常ということは、ここの中に隔離されていて、社会的なことがわかっていないということ、別の社会に閉じ込められていて、変わってしまうということを言われました。たまたまこの先生は、あまり園長とは話が合わなかったようですが、たまたま私はそのときに、神谷先生がお亡くなりになったときに、自治会の会長で弔辞をお願いしたいということで、大阪の千里会館で弔辞を朗読に行きました。そのときに、遺族席に私は座らされて、そして帰るときには、ちょうど葬儀委員長が、本日の香典は全部長島愛生園に寄附いたしますと葬儀場でおっしゃいました。それで、当時780

万円ほどありましたが、このお金を持って帰って、園長とお話をしましたところが、任すと言われるわけです。任されても、私も困ると。友田先生にかわっておりましたが、そのときに、愛生編集部が書庫にこもっておりまして、その関係で、それでは、この書庫をつくったらというのが、現在あります書庫になったわけです。そして、ご主人も見えまして、あんなことでこんな立派なものをつくってもらって、ほんとうに申しわけないということをおっしゃいました。

そういった意味で、まず神谷先生と小川先生との違いは、一番象徴的なものは、愛生園にお見えになったときに、監房の中に精神患者がいる。その後は、精神病とは別に、隔離された中の、隔離をされているということをおっしゃいましたね。だから、小川先生と違うというのは、病気が治るようになったこと、それから戦前、戦後というような違いがありますけれども、異色であったというふうに思っております。

ですから、神谷先生は、非常に慈悲というか、そういう意味で、精神病の人だけ診て、あまり普通の人には会われませんでした。そういったことを私は感じております。

それから、医師の問題ですが、私は、戦前には、非常にたくさんの、光田先生を慕って集まる若い医者が出て、医師の不足なんていうことは考えることはなかった。希望してくる人を断るのに困っていたというふうな状態であったようです。それは、ハンセン病というまだ不治の病に取り組みたいという若い医者の情熱がそこにあったと思いますが、一面には、私思えば、この若いお医者さんがなぜここを慕ってこられるのかということの裏には、解剖が片っ端からできると。思うとおりにできる。ということは、了解なしにここでは、光田先生申しましたように法律を犯しているわけですが、それがどんどんできる。ですから、解剖はどんどん行われまして、お医者さんが解剖室から臓器を手にはぐら下げて帰っていかれる姿を見ました。

犀川先生あたりも、若くてここに来られた人ですが、犀川先生と私はちょうど同年配でして、そして、よくお話ししてもらったり、私のプロミンのときの主治医です。いろいろプロミンの治療の失敗もありましたけれども、先生が昭和34年にここを出ていかれたというのは、光田先生の隔離が間違っているんだと。しかし、自分は光田先生を尊敬して、光田先生を慕ってきた。にもかかわらず、恩師を傷つけることはいかんということで、台湾、それから最後に、沖縄まで治療、診療に当たられた。ということは、自由にできるということだと。これは、らい予防法が廃止になったときに、私も椿山荘に同席させていただいて、そのときに玄関でぱったり犀川先生に久しぶりに会いましたときに、先生がおっしゃるには、私は早く廃止されていたら、長島にずっといたと。長島が好きだと。橋がからなくなるといい、私は好きだというふうにおっしゃいました。

それから、その後で、犀川先生は、ここに先年お見えになって、光田先生についてお話をされました。というのは、光田先生は、10年間しなければ根治というようなことは言えないんだという信念を持っておられた。したがって、はっきりおっしゃいましたが、私は恩師を傷つけることはできないので、自分勝手なことをしましたと。今思えば、国がも

う少し早くこれを廃止していたら、私もここであなた方と一緒に過ごしたということをおっしゃいました。そういう関係。

だから、その後、ハンセン病が治癒するようになったら、お医者さんに困りました。ですから、光田先生から高島先生にかわった、高島先生もおっしゃいました。就任のときには、あいさつの中で木に竹を継いだようなものだ。光田イズムとは全然違うということを目頭から申されて、開放しようと思ったんですが、これがまた、高島先生は、職員が言うことを聞かない。職員が全部光田さんの指示に従ってわしをばかにするとおっしゃいました。私もそのときに自治会において、いや、先生、もう少し外出するように、そして社会にどんどん出られるように、治った人はしてくださいよと高島さんに言ったら、そうしたいと思う。しかし、船舶などでは、まだ一緒に乗ったらいかんというて、拒否するんだ。わしのことを一つも聞かんのだということをおっしゃいました。

そのこともあり、お医者さんは、園長が光田さんのときには随分希望してこられました。高島先生になると、全く来られなくて、毎回自治会では医師の充員の大会を開く、あるいは、厚生省に医師の充員を求めて行動を起こすというようなことをやりましたが、大きく変わったのは、ちょうど、きのうもお話ししましたように、ローマ会議の後、随分私たちも長い間、ローマ会議が開かれてああいう決議がされているということは知りませんでした。三十六、七年になってからだと思います、私たちが知ったのは。

そういうことで、お医者さんの関係というのは、治るようになった、治らなかつたときに意欲を持って来られた、そういうところの違いがある。だから、女医の2人の先生においても、そういう違いが私はあったというふうに感じております。

どうもつまらん説明で申しわけございません。

【金平座長】 どうもありがとうございました。きょうは、こちらのほうのきょうの感想を含めて、出ました疑問、質問にまた新たな知見を教えてくださいましてありがとうございます。

それでは、あと、時間が5分しかなくなりましたが、ご発言のない委員で何かございましたら、一言でもどうぞ。なければおしまいになります。では、窪田委員どうぞ。

【窪田委員】 ほんとうにありがとうございました。2日間でほんとうに重い宿題をたくさんいただき、この検証会のお仕事についても、新しい目をたくさん開かせていただいたと思ひまして、感謝しております。それを一言申し上げたいのと、私はそのことを通して、福祉のほうの、あるいは福祉会の責任というようなことを検証するために来ているわけですけれども、この患者労働というものの意味をもう一度、非常に深くとらえなければいけないことなんだということを今、とても強い衝撃を持って感じております。それは、この愛生園が全国のモデルというか、第1号としてやってこられたことの中に非常にはっきりといろいろ出ているということでもあると思うんですけれども、そして、精神病を含めて、いろいろなところで患者労働について言われていることなどと比べても、全く質の違う。ただ、現象的に言えば、ちょうど戦争中とか戦後の食料難のときにぶつかったから、

だから食料の増産、あるいはこの前星塚でも伺ったように燃料の不足があったからとおっしゃいますけれども、そういう面もちろんあったし、そういうことでご自分を無理に納得もさせてらっしゃることもあるでしょうし、けれども、それがここでしか生きられないという条件がかかった中で、しかも、一方、管理者の側はそれが将来の愛生園のイメージといたしますか、これを医療の名において国立療養所をつくりながら、ここを生活の場所にしていく、そういう中でそれを美化する理念をまた押しつける、共助というような形で。そういう非常に狭い部屋に閉じ込められた中での労働であって、しかもその結果の病状の悪化というものがすさまじいのに、そのことの記録といったようなものがどれだけあるのかということを含めまして、患者労働というものを改めて検証しなければならないということ強く感じましたことだけ申し上げます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。金さん、時間が少ししかないけれども、いいですか。5分ぐらいいいですよ。

【金】 簡単です。

【金平座長】 どうぞ。

【金】 私は、強制収容によって長島に入りました。でも、こうして今、あまり不足を感じずに生活しております。このことは、やはり、よかったと言いますと少しいろいろ問題がありますけれども、ここまで生きてこれたというのがよかったなというふうに思っております。感謝を、特に在日として申し上げたいと思います。

では、だれに感謝すればいいのかなということなんですが、やはり思うと、日本の国かなというふうに思いますと同時に、私は同じ病を持つ者同士がこの中で励まし合ったり、あるいは助け合ったり、そういうことのためにこうして長く生きているんじゃないだろうか、こういうふうに思いますから、やはり、入園者にも私はありがとうという気持ちを持っております。

でも、過去において、私たちは人間の尊厳を奪われました。それについては、やはり憤りを禁じ得ません。簡単な言い方なんですけれども、そのようなことを言っておきたいと思います。

権力者というのは、往々にして二面性を持っております。私は、光田園長だって、やはりオーソリティーじゃなかったかな。国を動かすほどのそういう権力を持っていたのではなかろうか。だから、当然、両面があったと思います。光田イズムの中にほんとうに一人一人の患者の幸せをどこまで感じていたのか、これについては、私は大変疑問を持っております。

以上です。どうもありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、今、大変いいご意見も出てきましたし、検証会議の中でも、どなたかおっしゃいましたけれども、宿題をいっぱいいただきました。まさにこれからの検証のポイントというのか、こういうふうなものもたくさん出てきましたので、これから私たち、あと1

年と申しますけれども、既に4月半ばに来ておりますし、最後はまとめをいたしますので、実質的には七、八カ月ぐらいしか作業する時間がありません。きょうはたくさん傍聴もしていただきましたけれども、こういうふうな形でこれから我々検証会議に、なお残っておりますあと6園の国立療養所にも伺いながら、私たち自身がいろいろと考え方をまとめて報告をつくりたいと考えているということを、傍聴の方にも申し上げまして、それでは、まず、第1段階のここでの検証を終えての感想をこれで終えたいと思います。ありがとうございました

それでは、続きまして、先ほど申しました予定にございますように、私どもは、検証会議の委員で検討会というのがございまして、検討会、また検証会議、これがそれぞれ専門分野、また役割というふうなものを担いながら、ここまでやってまいりましたが、ここから先、最終のまとめに入るに当たって、その検証の筋道を考え、その内容を詰めていくに当たって、いろいろと少し考えていることがございます。それについて、これまでも皆さんとお話ししてまいりましたけれども、きょう、これからどうしようとしているかというふうなことについてのまとめをご報告、今までお話し合いましたことのまとめでございますが、内田副座長のほうからお願いしたいと思います。

【内田委員】 時間の関係がございまして、審議事項ということではなくて、確認事項という形で処理させていただければと思いますけれども、その前に少し、座長がお触れになったことで補足させていただきますと、本年度は最終年ということでございます。昨年までは検討会の中に起草委員会をおつくりいただいて、また検証会議の中で起草委員会をつくるという形で参りましたけれども、本年度は時間的な制約もあるということ、もう1点は、検討会の起草委員の方々の多くは、検証会議の起草委員の中にお入りいただいているということもございまして、本年度は時間的なこともございますので、実施的なことから、検討会の起草委員会は廃止して、検証会議の起草委員会一本で最終報告書をつくらせていただく、こういう形にさせていただくということで、それぞれご了承いただいておりますので、そういうこと的前提の上に、そういたしますと、検討会議の起草委員会をより充実させていく必要があるだろうということで、昨年度は、検証会議起草委員会は3班態勢で3つの特別なチームを編成させていただきまして作業をさせていただきましたけれども、本年度は、それにさらに新たに3つの班をつくらせていただきまして、6班態勢でさせていただきたいという前提の上で、これからお話をさせていただきたいということでございます。

新たに設けさせていただきます3つの特別チームの1つは、全患協の運動史の聞き取り班でございます。検証会議を行っていく上では、全患協がこれまで患者運動という形でさまざまな取り組みをされてきたことの意義をきちんと検証するということは、非常に重要なことだろうということでございまして、これを担当する特別なチームを検証会議起草委員会の中に編成させていただいたということでございます。

まとめ役は私がさせていただきますと、宮田、三木、藤森、大塚の各検証会議委員の方々

にそれぞれご参加いただきまして、全患協運動を担った方々からお話を聞き取らせていただきまして、それについて分析をさせていただいて、最終報告書の中に盛り込ませていただきたいと考えております。

どういう方々からお話を聞き取りさせていただくかということでございますけれども、この検証会議、検討会の中には、そういった運動を担われたということについてお詳しい宇佐美、餅、神委員がお入りいただいておりますので、そういう方々からそれぞれ複数のリストを出していただきまして、そしてまた、それとは別に全療協からも複数推薦を上げていただきまして、その中から、私どものほうでこういう方から聞かせていただこうと。マンパワーとか時間的な関係がありますので、10名以内の方について聞き取りをさせていただくという形でさせていただければと思っています。

ほぼ7月ぐらいまでに、原則として聞き取りをさせていただきまして、8月、9月については2カ月それを分析し、そういった原稿を9月から検証会議でご議論いただくと、こういう段取りを考えているというところでございます。

それから、新たに設置させていただきます2つ目のチームは、1953年法が1996年まで大幅に法廃止がおくれた、その理由は何かということを中心に深く検討するというところでございますが、この点については、従前検討会のほうでもご議論いただきましたけれども、さらにより深めるというために、検証会議起草委員会の中に特別チームをつくらせていただければということでございます。

この班のまとめ役、責任者は光石委員にご負担いただくということでございまして、法的な問題もございますので、そこに内田、鮎京、井上といった法的な角度から検討する委員が加わると。さらに必要な場合には、委員長、責任者の光石先生のほうでご検討いただきまして、追加するというような形で、さらに深める作業をしていきたいと考えております。

この班につきましては、必要な作業をしていただきまして、9月までに原稿をまとめて、検証会議起草委員会のほうに上げていただく、こういうスケジュールでお願いしたいというふうに考えているところでございまして、責任者の光石先生のほうからある程度こういう形でしたいというふうなプランも準備会のほうに上げていただいているということでございますので、追々この検証会議の場で、公開の場でも具体的な検討の内容をお話しさせていただくということになるのかと考えております。

新たに設置させていただきます3つ目の班は、再発防止班ということでございます。検証会議の最終目的は、さまざまな多角的な検証を行いまして、それを再発防止策にまとめまして、国に対してこういう再発防止策を採用してください、実施してくださいというふうにするというのが私ども検証会議の一番の目的ということでございます。

去年は、そういう経緯を踏まえまして、2003年度の中間報告書には再発防止策は盛り込んでおりません。それは、すべて、ほかの検証作業が終わった後でそれを最終的に盛り込むというふうな形にさせていただくのがいいだろうということでございますが、いよ

いよ本年度、最終年に入りましたので、この最大のテーマである再発防止策について検討していきたい。それで設けさせていただいたということですが、ただ、再発防止策というのは、検証会議全体として取り組む問題だろうということですが、私がまとめ役をさせていただくということですが、検証会議のすべての委員の方にこの再発防止班の中にお入りいただくという形で、全体で議論しながら、縦横調整しながら、再発防止策というものをまとめさせていただこうというふうに考えております。

再発防止策につきましても、きのうの準備会で、きのうの検証会議が終わりました後、ホテルで準備会を開かせていただきまして、午前1時までいろいろ議論させていただきまして、その中でいろんな案が出ましたけれども、それをさらに深める形で、もう少したたき案的なもののできた段階で、公開の場でこういうことを議論しているというようなことをお話できるような形にできれば持っていきたいと考えております。

詳しくはまた次回ということになりますけれども、きのうの準備会で大まかにまとまりました方向性といいますのは、2段階で再発防止策を考えていく必要があるのかなというところでございます。緊急に国に対して少し提言する部分と、それから最終報告書の中に盛り込んで、いろんな各方面、国だけではなくて、いろんな方面に対しても提言すると、こういう部分と少し分けて、2段階で提言する必要があるのかなという意見が出ましたので、そういう方向で少し考えてみようかなというところでございます。

具体的に何を再発防止するかということが一番重要なところでございますけれども、これも今後いろいろと内容等関連させながら確定していく必要がありますけれども、きのうの準備会のレベルでは、誤った隔離政策の再発防止、それから誤った感染症政策の再発防止、こういうことをとりあえず意識しながら考えていってはどうかというところで一応確認されたところでございます。ただ、これから具体的な作業の中でさらにその土俵を固めると。内容と土俵と両方固めると、こういう形で進めていきたいと考えているところでございます。

さらに、既存の3つの班がございまして、マスメディア班、胎児標本検証班、法律家責任班がございまして、この班につきましても、さらに本年度より深める作業をしていくということが確認されております。

基本的には、この6つの班の作業は、どの項目につきましても原稿を9月までに提出していただきまして、9月から縦横の調整をしながら検討を、全体的な討議をしていきたいというスケジュールでございまして、そこから逆算しまして、必要な原稿を出していただくというのが全体の基本方針でございますので、この6つの班につきましても、9月までに原稿を出していただくということが基本でございます。

ただ、胎児標本のところにつきましても、早く結論を出して公表すると、こういう必要性もあるということでございますので、9月以前の段階でまとめまして、それを何らかの形で公表する、ということが今話し合われているというところでございます。

それから、再発防止班につきましても、先ほど申しました2段階ですということにな

りますと、1段階目につきましては、全体の方針より少し早まった段階でというようなことにもなろうかと思いますが、この点もまた改めて検証会議の場で正式の合意形成ということになろうかと考えております。

とりあえず全体の事柄については以上のところですが、何か抜けている点があれば、補足していただきたい。

【笈委員】 文壇のほうはどうなっている。文壇のほうはどうなりますか。これは班でやるということになっていますが、文壇はいまだにだれが担当なのか決まってませんよね。これは、私が推薦した人はだめだということで、はねられています。これはどういうことになっているんですか。いまだにそのまま、それでは、文壇は論議しないのですか。大変私はこのことで憤慨しています。

【井上委員】 論議しないのではなくて、前の経過で言いますと、日本ペンクラブの人権委員会という委員会がありまして、そこでハンセン病についての声明も出しているんですが、そこから推薦もいただいた方と、それから笈さん推薦の方と、今検討しているところです。それで、4月中にはっきり方向を決めたいと思います。ですから、笈さん推薦の方をはねたとかそういうことではなくて、いわば複数の方を候補として検討してきているということですので、これをご了解いただきたいと思うんですが、いずれにしろ、時間が迫っていますので、それで今月中に決定をして、14日の検証会議の準備会にご報告をさせていただきたいと思っています。よろしいですか。

【笈委員】 私は、ほんとうに、肩書がなければこの検討会に入れないと、そういう解釈がこういう検証会議で成り立っているというのが不思議ですよ。肩書がない者は検討会に入ってこういう検証ができないんだという。肩書がある者が大変重要だと。何でそんなことをやるのか。これは差別についての、基本的には差別の検証をやっているんですよ。それをこちらが差別するような側に立ってどうするのかと思っているんですが。

【金平座長】 それでは、それについては、座長の私から申し上げます。笈委員がこのことの、文壇の検証の大事さというものをおっしゃっております。これについては、全員がそう思っております。どなたにお願いするかということが、私ども初めに予定した方が残念ながらご病気になられて、だめになったと。大変途中からこの交代というふうなことに至りました。そのときに、いち早く笈委員のほうからご推薦があったということは、ほんとうにありがたいと思っております。そのときに、肩書がないからと今おっしゃいましたけれども、そして、それはまさにまた差別だということ、そういうふうに笈委員がおとりになったということは、私の説明不足でございまして、まことに申しわけないと思いますが、そういうことではございません。私どもは、やっぱり、文学というか、文壇というふうなものの検証を非常に大事に思いましたので、できるだけ複数の方に候補になっていただいて、その中で私たちのほうからお願いをしたいと。ただそれだけでございます。そのときに、話の中に今の笈委員がおっしゃる肩書というふうな問題は、あるいは言葉で出たかもしれませんが、それだけではございませんということだけを、この場で私か

らご説明させていただきまして、ご了解いただきたいと思います。

きのうの夜も、実はその問題、1時としていたけれども、実は1時を過ぎておりまして、そのときまでその問題で大分みんなで話しました。弐委員、きのうはご都合が悪くて、ご出席いただけませんでしたけれども、その問題はみんな重々わかっておりまして、私の理解では、私だけではなくて、皆さんも今、弐委員がそういうことならだめだよとおっしゃることについては、全員理解しているつもりでございますので、何とぞご理解くださいませ。

それで、今、井上委員長のほうからお話がありましたように、4月の終わりまでに返事をするというお返事もあったそうでございますので、みんな待てないという話もあったんですが、あえて4月の末までもう1回待とうというふうなことにはなっておりますが、そういうことでございます。

【弐委員】 責任ある報告書ができないよ。実際、こんなに時間的に切迫するまでほっておく。ほっておかないという言い方だけど、実際、ほっておいたのと同じでしょう。このくらい長い間、文壇担当が決まらないと。推薦があっても、それはそういう格好で、差別ではないというふうに言うけど、必ず肩書が欲しいと。日本ペンクラブでなければだめだと。そんな考え方やっていけば、実際に文壇の問題だって深く突っ込んで解明できませんよ。そのことはきちんと申し上げておきたい。もちろん、私が推薦した人をどうしても押せということではありませんよ。むしろ、私は不安に思っています。今さらになって、私が推薦した人にやってくださいと、どの面下げて言わなきゃいけないか。私は、ほんとうにお手上げですよ、そういうふうになっても。そういう状況に追い込んでしまったんじゃないかと思います。

以上です。

【金平座長】 座長として、一番大事な検証する人、やはりこれは人が大事だということでございますので、今の弐委員のご意見については、ほんとうにいろいろと考えさせられております。今言ったようなことでございますので、昨日の夜、いろいろと準備会で考えましたことを申し上げましたけれども、もうちょっとお待ちくださいませ。あとご相談いたします。

ほかの方、よろしゅうございますか。

それでは、最後の議題に入りたいと思いますが、検討会委員の増員ということでございます。これについては、検討会の井上委員長からご説明してください。

【井上委員】 検討会委員の増員をお願いしたいということです。研究協力体制という体制づくりのための文書がつけられています、この文書でいきますと、検討会委員の増員については、検討会の運営委員会が提案して、検討会が承認をして検証会議に提案すると。検証会議委員に承認していただいて、法務研究財団が委嘱する、こういう手続になっていきますので、それにのっとって進めさせていただいています。

それで、具体的に分野としては、精神疾患、精神障害、精神医療分野ということになり

ます。履歴書を資料で配付されているわけですが、田ヶ谷浩邦さん、医師であります。この職歴をごらんいただくと、平成11年から国立療養所の多磨全生園の精神科の医師も務められているということで、経過でいいますと、精神神経学会の中にリハビリテーションに関する部会がつくられていまして、そこで精神障害についてのアンケート調査を療養所何園かにしてとったと。そのグループのメンバーであります。そういう意味で、精神神経学会からそのグループの応援も得られるということでもあります。

それで、対象としては、既に岡田委員が精神疾患の問題については、とりわけ精神疾患の処遇と、それからハンセン病の場合の処遇を比較するというのを、歴史的な研究としても取り組んでおられますので、田ヶ谷さんには特に療養所生活において精神にどのような影響を及ぼしたのか、あるいは精神疾患の方の置かれていた状況、あるいはその被害というもの、今回の話を伺って、あるいはきょう見てきましたけれども、監房が精神障害の方が最初に収容されたというようなこともありますので、そのあたりのことを検討していただいて、お二人で役割分担をしていただいて、検証作業に取り組んでいただくということでもあります。

既にお話もしまして、活動も始めていらっしゃいますので、これをご承認いただきたいということです。

【金平座長】 それでは、この件については、ご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見なければ、ご承認いただいたものといたします。

もう1件ございます。

【井上委員】 もう1件は、検討会の研究協力者の委嘱ということでもあります。これは、検討課題について、検討会全体として協力を求めることが不可欠であって、配慮が必要と認められる場合に、委嘱をしてお願いするということです。これも今お話ししました検討会委員の増員と同じ手続でありますので、検証会議でご承認いただいて、法務研究財団が委嘱するという形をとらせていただきます。

対象としましては、今、被害実態調査で、特に在園者の調査が一応終わりました、大体800名ほどの方にご協力いただいて、その集計と分析に取りかかっているところであります。この集計・分析が、800という数がありまして、大変なものですから、これについてお手伝いをいただく方を増強しなければならない。後で申し上げますが、調査補助者も増強していただかなければならないということです。

それで、具体的なお名前と言うと、三宅浩之さんですが、既に内田委員の検討会委員の協力者として調査についてはご協力いただいてきています。その方を検討会の研究協力者として位置づけて、なお一層ご活躍いただきたいということです。

この調査については、研究協力者ということでは既に3人のアドバイザーという形で調査の専門家に加わっていただいています。その方たちと同じ位置づけでやっていただく。特に、急いで調査票の整理等について取り組んでいただくということで、ぜひ委嘱をお願いしたいということでもあります。

【金平座長】 それでは、この三宅さんにつきましても、やはりアドバイザーとしてご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

もう一つ、その他でございます。これも井上委員長からお願いします。

【井上委員】 調査補助者の追加ということであります。まず1点ですが、資料の2の3ということで、これは追加資料ですね。きょうお配りしたものです。5人の方に調査の補助をしていただく。具体的に言いますと、先ほど800名の方たちに聞き取りさせていただいて、中でテープをとらせていただいた方たちがいますので、そのテープ起こしといいますが、この作業をしていただくということで、福岡委員のもとに作業を進めていただくということで、5名の方ですね。この方たちには、検証会議で承認していただいて、法務研究財団に委嘱して、特にプライバシーの問題等に配慮しまして、誓約書を書いていただくという手続をとっています。その手続をとりながら、この5名の方を追加していただきたいということであります。

【金平座長】 何か、福岡委員からもございますか。よろしゅうございますか。

【福岡委員】 学生に頑張ってもらおうと思っていますので、よろしくをお願いします。

【金平座長】 それでは、今、井上委員長からお話ございましたけれども、膨大な資料の今、いろいろなまとめに入っております。5名の方を承認したいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

【井上委員】 最後に、もう一つ、今の問題にかかわりまして、調査補助者につきましては、先ほども言いました三宅委員も加わっていただいて、今、調査票の整理、分析等に取りかかります。800という数で、一部もう取りかかっているんですが、その際に、調査の補助をしていただく、整理して、エディティングといいますが、こういう作業をしていただくということになります。それをしないと、期日、先ほどスケジュールが大筋示されましたが、これはとても間に合わないものですから、動員してやっていきたいと思えます。ボランティアとして学生に手伝ってもらおうということです。その際、調査補助者として、先ほど言いましたように、委嘱をし、かつ誓約書をいただくという手続をとります。しかし、事態が差し迫っていますので、場合によっては、検証会議に事前にご報告して、承認いただくということができない場合もありますので、この場合、事後承認という形でやらせていただきます。十分プライバシー等の問題について配慮しながら進めたい。先ほど言いました手続を厳格に行いまして、進めたいと思えますので、そのことを、つまり事後承認の場合があり得るということをご了解いただきたいということであります。

【金平座長】 それでは、これは承認じゃなくて、ご承知くださいということでございますので、その節はまた、正式に立てますので、よろしくお願いたします。

では、以上をもって、本日予定いたしました議題もすべて終了いたしました。

昨日から、第16回のハンセン病問題検証会議、この長島愛生園で開かせていただきました。無事に終了することができまして、ありがとうございます。お見受けしたところ、藤田園長も初めから終わりまでご参加くださりまして、ありがとうございました。また、

日野自治会長、どうもありがとうございました。今ちょっとお立ちになった間に、すべて終わりの時を迎えました。園長、それから自治会長、ほんとうにお心配り、感謝申し上げます。私だけではなくて、先ほどから委員みんな、発言の際に園への感謝と園自治会への感謝のお言葉を申し上げておりますが、私からも改めて申し上げまして、本日の会議を終わりたいと思います。

それでは、次回は5月19日と20日、奄美のほうに伺います。今、少し準備会のほうで、奄美での検証内容についていろいろと協議いたしましたけれども、また皆様方のご意見なんかもいただきながら、内容を詰めたいと思っております。

ほんとうにきょうはどうもありがとうございました。(拍手)

了